

第1編

計画の基本的事項

- 1．計画策定の趣旨
- 2．計画の役割
- 3．計画の位置づけ
- 4．計画の目標年度
- 5．計画の対象とする環境の範囲



石作神社

第1編 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

長久手町は、まちの中央を流れる香流川とその源でもある東部の丘陵地等豊かな自然と、日本有数の史跡である長久手古戦場をはじめとするさまざまな歴史的・文化的遺産に恵まれ、今日まで着実な発展を続けてきました。

しかし、近年の土地区画整理事業にともなう市街化の進展による人口増加やライフスタイルの変化等にともない、本町においても新たな課題として、都市型公害や廃棄物の増加、不法投棄等の問題が顕在化してきています。また、長久手の原風景として親しまれてきた丘陵の緑が開発行為等により減少していることや、水辺環境の悪化にともない、自然環境の保全や創造に対する人々の関心が高まっており、その対策が求められています。

これらに加えて、2005(H17)年には本町内の愛知青少年公園を会場の一つとして国際博覧会が開催されることが計画されており、名古屋瀬戸道路や東部丘陵線等の交通網整備計画もすすみつつあります。また、本町はあいち学術研究ゾーンに位置づけられています。このように、本町においてさまざまな大規模プロジェクトが計画されていることから、今後、短期・中期的期間で、自然環境や社会環境、生活環境が大きく変化することが予想されます。

また、地球温暖化等地球規模での環境問題が深刻化するなかで、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会へと、社会システムの転換が求められています。本町においても、1997(H9)年に実施した住民意識調査によると、「ごみの減量化や省資源に協力できる」という回答が多くなっており、この方面でも住民の環境に対する意識は年々高まっているといえます。

一方、法的措置としても国や県では環境基本法、環境基本条例を制定し、これに基づく環境基本計画を策定しています。本町においても、2000(H12)年4月に「長久手町環境基本条例」を施行し、このなかにも、環境基本計画の策定が義務づけられています。

愛知県環境基本条例では、「すべての県民は、良好で快適な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を有している。」ことをうたっており、私たちの環境に関する権利を保障しています。さらに、長久手町環境基本条例では「環境の保全及び創造は、住民、事業者及び町の協力と働きかけによって行わなければならない。」と規定し、環境の保全および創造のために、住民・事業者・行政の三者が協力して取り組むべきであるとうたっています。

このような背景から、「長久手町環境基本計画」は、

<p>住民、事業者および行政のすべての人の協力と働きかけにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能であり、かつ、人と自然が共生できるまちづくりの実現</p>

を理念として策定したものです。

2. 計画の役割

環境基本計画は、以下の役割を担います。

本町の目指すべき環境に関する長期的な目標（「目指すべき環境のイメージ」および「望ましいまちの姿」）を示す。

「望ましいまちの姿」実現のための行政の取り組みを示す。

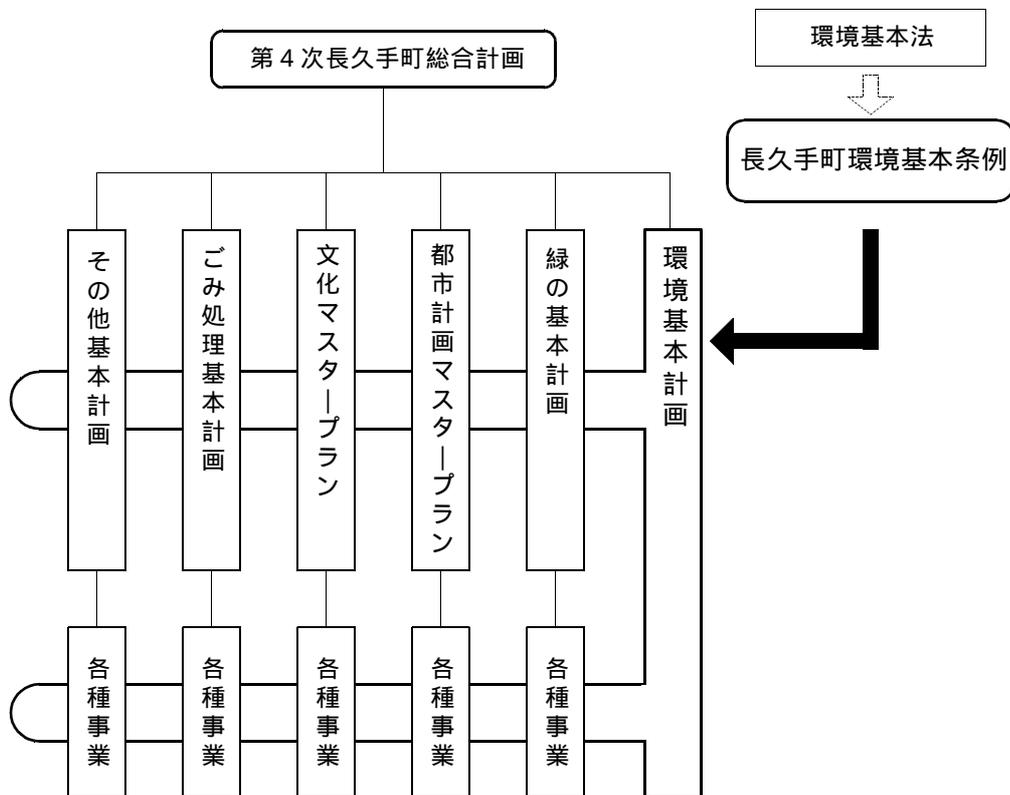
「望ましいまちの姿」実現のための住民および事業者の取り組み(配慮指針)を示す。

住民・事業者・行政が協力して計画を推進するための仕組みをつくる。

3. 計画の位置づけ

環境基本計画は、第4次長久手町総合計画に基づくその他の行政計画による施策等を横断的にとらえた総合的な計画であり、環境の保全および創造に関する取り組みの基本的な方向を示すものとして位置づけられます。今後、環境の保全と創造を目的とする計画や施策はもちろん、環境の保全と創造を直接の目的としない計画や施策においても、環境保全に関する部分および環境に負荷を与える部分については、環境基本計画に沿って実施されることとなります。

また、環境基本計画は、よりよい環境づくりのために、行政のみならず住民および事業者が公平かつ適正な役割分担のもとに連携し、協力する上での指針となるものです。



環境基本計画の位置づけ

4. 計画の目標年度

環境基本計画の目標年度は2020(H32)年とし、社会経済状況の変化や新たな環境問題、本計画の進行状況等に応じて、5年ごとに計画の見直しを行います。

5. 計画の対象とする環境の範囲

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、私たちを取り巻く地域的な環境における「生活環境」、「自然環境」、「都市・快適環境」とそれを支える「広域・地球環境」とします。

なお、この4つの範囲は、環境の保全および創造に取り組むための施策等を検討すべき対象として示していますが、今後、計画の見直し時や緊急に取り上げるべき環境問題が発生した場合には、必要に応じて新たな環境の範囲を計画の対象とします。

